

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ会議システムに保存してありますのでご確認ください。

開議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって15番 知念富信議員、1番 玉城陽平議員を指名します。

日程第2. 議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 議長諸般の報告を行います。町長から追加議案として、議案第58号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号 特別職の職員で常勤のもの期末手当支給条例の一部を改正する条例、議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の3件及び議案第61号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第5号）ほか、議案第62号から議案第65号までの下水道事業会計及び各特別会計3件の補正予算が提出されております。本日、議員から議員提出案件として、陳情第12号、陳情第16号、陳情第18号の3件と意見書第8号、意見書第9号の2件の提出があります。また、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書及び閉会中の継続審査の申出書が提出されております。次に、決議第8号 閉会中の議員派遣についても、それぞれ後刻別紙議事日程のとおり議題といたします。次に、議会活性化調査特別委員会から報告書の提出があります。議員研修の充実について調査検討した取組事項についての報告書となっております。各自お目通しください。以上をもって諸般の報告といたします。

次に、日程に入る前に、大宜見洋文議員から発言取消しについての申出がございました。これを許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、大宜見洋文議員からの申出を許可することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん これから議案の上程に入ります。

日程第3. 議案第55号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第4号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 議案第55号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 おはようございます。総務民生常任委員会委員長報告を行います。議案第55号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第4号） 審査の経過 本案は、12月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月10日に総務部総務課、企画財政課、住民環境課、民生部こども課、国保年金課、保健福祉課、経済建設部まちづくり振興課、都市整備課、区画下水道課、教育部教育総務課、学校教育課、生涯学習文化課、各担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月11日にまとめと採決を行いました。審査の中で主な内容について5点報告します。1点目、予算書4ページ、戸籍総合システム・ブックレスクラウド利用料について、令和7年度から令和12年度までに債務負担行為で、3,734万6,000円の事業費である。これは国の方針であり、保守委託料等は現在の費用より高くなるが、業務の利便性は高まると説明がありました。2点目、予算書13ページ、LINE周知マグネットシート作成委託料について、現在のLINE登録者数は4,905人で、DX推進計画では令和11年度までに1万人以上の登録を目標に設定していると説明がありました。委員から今後もLINE登録数を増やすよう努力をするよう要望がありました。3点目、予算書14ページ、個人番号カード窓口等業務委託料について、現在、マイナンバーに関する窓口業務は、会計年度任用職員6名で行っている。令和8年度より窓口業務を委託するための予算であると説明がありました。4点目、予算書16ページ、保育士等就職支援一時金について、受給者数は令和3年度36名、令和4年度72名、令和5年度76名、令和6年度91名、令和7年度については92名の予定となっている。申請者全員に支給していると説明がありました。5点目、予算書23、24ページ、小中学校教室等改修工事について、小学校2クラス、中学校1クラス増の改修工事であると説明がありました。委員からクラス増については児童生徒が集中して学習できる環境整備に取り組むよう要望がありました。討論に入り、個人番号カード窓口等委託に反対の立場から、関連する予算について反対討論がありました。採決に入り、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと

決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 すみません、2点質疑させてください。今の委員長の報告からですね、システム業務を委託することで業務が効率化できていくということならば、職員の負担も減るのかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。それと、歳入の概要説明と歳出の説明のときに、本会議のときですけれども、若干相違点が見られました。そのとき気づけなかったんですけれども、先ほどの仁士議員の指摘の件ですね……。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時07分）

再開（午前10時08分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 1つ目は、先ほどの効率化によって、職員の負担が減るのではという質疑でした。2つ目は、本会議で質疑できなかったんですけれども、歳入の概要説明と歳出の説明のときで、若干相違点が見られたということで、窓口業務の委託に向けた準備を行うため、というものが歳出のほうの説明にありました。これの、そこにあったこの説明の文章が、どういう意味になるのか、その辺のやり取りはどうであったかを教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 ただいまの質疑の1点目についてお答えします。マイナンバー関連業務については、令和3年度から、業務逼迫を避けるため、委託ができるよう法改正しております。職員が3年から5年で異動がある中、法令が頻繁に変わる中で勉強会も開催できない大変な状況であると伺っております。その業務を委託することにより、スキルの高い職員が窓口業務を行うことにより、住民への安定サービスにつながると考えております。

2点目の職員の件に関しては、特に質疑はありませんでした。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 ありがとうございます。この補正予算は、今年度の補正予算。委員会の中で、その次の、来年度からのですね、複数年の業務委託に関しても議論があったような話を聞いたんですけれども、その辺のやり取りはあったのかどうか。それをお聞き

します。もう1回、はい。今年度の補正予算には、次年度の窓口業務の委託の件は入っていないと思うんですけれども、予算には。次年度の委託に向けた準備というのが、具体的にどういうことなのか。これについての質疑とかはあったのかな。まずはそこからお願いしていいですか。僕らのところまで来ていなかったの、どういういきさつで、こういう準備が必要なのかということが議論されたのかどうかですね。お願いします。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時12分）

再開（午前10時13分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 まず、委託するためには、しっかりその業務内容を確認することが必要になってきてまして、それを踏まえた上で、マニュアルの作成とか、そういったものに充てるということで委員会のほうでは話がありました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 3回目ということなので、先ほど、マイナンバーの制度がしょっちゅう変わるから負担が大きいという話でした。となると、これがもう落ち着いてくれると業務は効率化できていくので、その後は通常の、もともとあった職員の業務、委託しなくても済むようになるのかどうか。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 議論したかどうかの報告をお願いします。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 特に議論はしておりません。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 管轄が違いますので質疑をしたんですけれども、先ほどの洋文議員との関連ですけれどもね、今度、窓口業務が委託されると。そのための予算が組まれていますけれども、この委託の契約内容の件になるんですけれども、受託期間は何年になるのか。それから、契約額は幾らになるのか。もう少し突っ込んで、月額費用はどうなるのか。また、受託者、受託する会社、これがどこなのかですね。その点。付け加えて、業務委託する際の件ですけれども、入札による委託なのか。それとも随意契約なのか。そこら辺の議論をされたかどうか。もしあれば報告していただきたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 大城雅史総務民生常任委

員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 ただいまの質疑に関しては、特に議論はしておりません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 マニュアルもこれからだとなりましたけど、これと同じような条件で、これもこれからという内容と理解していいのでしょうかね。

○議長 赤嶺奈津江さん 大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 先ほど申し上げたとおり、マニュアルとか、そういった業務を精査した上での対応になると思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

休憩します。

休憩 (午前10時16分)

再開 (午前10時18分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

次に、議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。13番 照屋仁士議員。反対からの討論になります。

○13番 照屋仁士君 それでは私は令和7年度補正予算(第4号)中、令和8年度に向けたマイナンバーカード窓口業務の外部委託に向けた準備、委託契約について反対の立場で討論をいたします。まず1点目、昨年度も12月議会に給食センター業務の外部委託契約がありました。その際も十分な説明がないままに、過去10年以上にわたり、正規職員が減らされ続け、もう運営できないから委託はやむを得ないかのような説明でありました。私はその際にも反対を表明し、行政事務の外部委託は慎重であるべき、業務内容や基準を明確にすべきと、併せて提案をしてまいりました。それに対しても、これまで期間限定や、特に専門性を有する業務に限って委託を検討するとの方針が繰り返し説明されていたとの理解であります。いつの間にこんな大事な方針が、今回簡単に変更してしまったのでしょうか。それとも、私の記憶違いなのでしょうか。今回の窓口業務は、恒久的な業務であり、これを許すと役場業務が際限なく外部委託へと広がりかねません。ましてや、前回の説明にもありましたが、今回も会計年度任用職員では、休みも取るし、病気にもなる。それでは正職員の業務までが、しわ寄せが来て圧迫をするとの説明であったり、専門的な業務なので異動のある正規職員や期間任用では煩雑になるとの説明を受け取り

ましたが、それが理由であれば、生身の人間、全ての専門職、公共事務自体を否定しかねません。次ほどの部署が委託に切り替わってしまうのでしょうか。2点目に、試算や効率、客観的に全く示されておりません。今回の予算は、来年度から始まるマイナンバーカードに関わる制度改正のためと理解はしております。しかしながら、その業務内容、適正人数、実際の運用や、それに関わる費用などの説明はなされておられません。まして、前回の説明にもありましたが……、失礼しました。その説明では、全ての専門職や……、失礼しました。2点目のところですね。給食センター業務においても、委託したらコストが逆に数千万円近く上がったと記憶をしています。具体的には、来年度予算で示されることと思いますが、今回は準備のための予算ということですが、後戻りできない片道切符になりかねません。最後に、これからその雇用が切られるかもしれない職員の皆さんへぜひとも聞いてほしい。多分この後、別の視点で賛成討論が行われると思います。是非しっかり聞いてください。現場が大変なのは、委託にしても変わりはありません。どの部署においてもそれぞれに必要な働き、学び、町民の皆さんに向き合っているのだと、私は改めて現場で働く皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

最初に述べたように、2年連続で公務の民間委託が拙速な議論だけで決められています。これが他の職種にも、部署にも安易に広がらないよう、あえてここで申し上げます。次に委託になってしまうのは、幼稚園や児童館などの現場でしょうか。町内をきれいに保っているすぐやる班でしょうか。町民それぞれに財産を扱う徴税や用地交渉かもしれません。保健師をはじめ、様々な資格を持って町民に寄り添う福祉の現場も心配です。私は、行政サービスの民間委託自体に全て反対ではありません。町民サービスが充実するなら、しっかりと検証した上で行うべき、そして推進すべきだと考えています。しかしながら、現状を見ると、残念ですが、議論も誠意ある説明も感じられません。安易に仕事を丸投げしないでほしい。南風原町の公務、働く場所と機会を町民から奪わないでほしい。働く仲間を型遅れの機械のように次々と交換しないでほしいとの思いから、あえて強い言葉で訴えさせていただきました。議員各位、また中継を見ている町民の皆さんのご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に原案に賛成の発言を許します。1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 それでは賛成の立場から討論を

行います。今回論点になっているマイナンバー関連業務に焦点を当てて行います。賛成の理由は大きく3点あります。第一に、現行の事務体制の限界です。現在、当該業務は会計年度任用職員3名体制で対応しており、日常業務だけで手いっぱい状況にあります。職員が休暇を取得することも当然ある中で、欠員対応や業務の継続を正規職員がカバーせざるを得ず、現場には恒常的な不安が生じ、その他の業務にも影響を及ぼしている現状があります。第二に、マイナンバー関連業務の特殊性と将来見通しです。マイナンバー制度は制度改正が頻繁に起こり、その都度、先ほど述べた厳しい実務体制の合間で、会計年度任用職員への研修が必要となります。今後、自治体DXが進展していく中で、その基盤であるマイナンバー関連業務はさらに増加し、専門性や研修工数の負担は一層高まるが見込まれます。現状は、何とか体制を維持している状況ではありますが、将来的に直営での継続が非常に厳しい状況にあると見込んでおります。第三に、国及び他自治体の認識と動向です。南部地域の他自治体では、既に多くが当該業務を委託しており、直営で対応しているのは南風原町と八重瀬町のみとなっています。また、国においても委託を可能とする法改正が行われており、基礎自治体単独での対応が困難であることは、国も認識しているものと考えられます。本町においては、特殊性、専門性が高く、外部委託の妥当性が高い業務に限って委託を行ってきました。本件のマイナンバー関連業務は、その条件を満たすものであり、委託によって事務の安定化を図ることは、結果として町民サービスの円滑な提供につながるものと考えます。以上の理由から、マイナンバー関連業務の委託を含む本予算については妥当であると判断し賛成いたします。町民の皆様、議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時28分）

再開（午前10時29分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 発言の訂正をいたします。先ほど、事務体制の限界について述べたところで、会計年度任用職員3名というふうに申し上げてしまいましたが、正しくは、会計年度任用職員6名体制となります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに討論はありませんか。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時30分）

再開（午前10時30分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 大宜見洋文です。反対討論です。仁士議員に続きまして。私は所管ではないので、経済教育委員会ということで、今回その議論に入ったのは、初日の、先ほど議長からもありましたように、本会議でなぜ質疑しなかったかということに尽きると思うんですけども、恥ずかしながら見逃してしまった。でも、やはり委員会主義、中心主義で、何とか委員会で救われたなというのが本音です。その議論が一体どれぐらいの時間かけられたのか。これは非常に長期間にわたる委託業務になりそうだなということは、先ほどの委員長報告でもありましたので、この大きさから、たったこれだけの時間で決めてしまうのかという、非常に不安であります。なので反対とします。よろしく願います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ただいま行われました大宜見洋文議員の発言につきましては、後日、会議録を調査して、不穏当発言があった場合には善処いたします。

ほかに討論はありませんか。12番 金城憲治議員。

○12番 金城憲治君 それでは賛成立場から討論を行います。近年、本町のみならず、各自治体においても人材不足の解消が緊急の課題と言えるのではないのでしょうか。特に南風原町においては、町民の人口増加が激しく、それに伴い、町民の役場の窓口利用なども増加傾向にあると思われまます。その中で、個人番号カード窓口を増設することは、個人番号カードの発行、更新業務が多岐にわたることから、現在の業務がさらに煩雑化し、職員及び会計年度任用職員の負担が増えることが予想されます。その結果、町民に対する窓口業務の行政サービスが低下するおそれがあり、町民の不満が募るようになるのではないかと予想されると私は考えています。このような事態が予想されることから、個人番号カードの業務に限って外部に業務委託することは、町民にとっていいことではないかと思われまます。もちろん、業務委託をすることで職員や会計年度任用職員にも業務の負担軽減につながるばかりか、将来的には人件費等を抑えることも思われまます。何より、町民にとっては、専用窓口を

設けることで、窓口の待ち時間の解消や大幅な新規更新人数が望め、早期の発行、更新手続が可能になると予想されます。結果、町民の行政サービス向上につながることを考えています。以上、述べましたとおり、今回の窓口委託に関する予算提案は適切であると判断し、議員皆様のご賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第55号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案に対する委員長の報告は可決であります。休憩します。

休憩(午前10時35分)

再開(午前10時36分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立多数)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4. 議案第56号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4. 議案第56号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第56号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 審査の経過 本案は、12月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月11日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第56号について討論

を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第56号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第57号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第3号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5. 議案第57号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第57号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第3号)について 審査の経過 本案は、12月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。12月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきまして、ご報告いたします。本会議で質疑のあった固定資産購入費200万円減について、執行部から浸水対策を行う箇所の土地購入費となっており、当該箇所は既存の未整備排水路があり、常時排水が行われている状態ではあるが、一部農地の土を侵食している状態であること、また地権者がお亡くなりになられたことにより、交渉が困難になったと説明を受けました。今後は、相続手続等が整い次第、再度交渉を実施し了解が得られ次第、また予算計上して事業を進めていきたいと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第57号について討論

を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第57号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6. 議案第58号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6. 議案第58号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第58号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは議案第58号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。

改正の理由については、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告及び県内市町村の職員給与等の改定状況を踏まえた上での改正となります。

今回の改正は、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月引き上げることにより、年間支給割合を4.6月から4.65月、定年前再任用短時間勤務職員についても2.4月から2.45月となります。通勤手当についても、通勤距離が10キロメートル以上で、距離区分ごとに月額200円から7,100円までの幅で引上げとなります。また、民間給与との較差を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象とする給料月額の上げによる給料表の改正となります。これは、給料月額を8,300円から1万2,400円の幅で、全ての『職務の級』及び『号給』において引き上げる改正で、全体での平均改定率は3.3%となり、令和7年4月1日に遡っての適用となります。

なお、第1条では通勤手当の額を引き上げる改正、

12月期支給分の期末・勤勉手当を、それぞれ0.025月引き上げる改正及び行政職給料表の改正、第2条で令和8年度以降の期末・勤勉手当の支給について、6月期・12月期ともに各手当0.0125月引き上げる改正です。附則については、第1条、第2条のそれぞれの実施時期及び遡及適用等について規定しております。

また、会計年度任用職員については、南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により、正職員の給与を準用することとなっておりますので、この改正により正職員と同様に給料月額及び通勤手当の引上げ、期末・勤勉手当の年間支給割合が4.65月となります。以上が議案第58号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願います。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 去年も人事院勧告による改正の際に聞いたかと思うんですけども、今回の人事院勧告による改正によってですね、今年4月1日に遡って遡及するんですが、その対象となる職員の数、そして我々議員、あるいは特別職も含めた全員の遡及額、これが1年間で幾らほどになるのか。合計金額ですね。それはもうほぼ正確に計算できていると思いますが、そして来年度、令和8年度には、令和7年度に比べて年間で幾らほど、いわゆる、分かりやすく言えば人件費が上がるのか。これまで約3年余りでしょうか。年々1億円余り上がってきていると思いますけれども、来年度はどれほどになる見込みなのかを伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 お答えいたします。まず、今回の対象となる人数ですが、一般会計ですね、それから、職員を含む、議員の皆さんも含む人数として235名、会計年度任用職員のほうが、これは延べ人数になるんですけども402名分、トータルで637名分で、金額として1億1,095万2,000円となります。あと、次年度に関しましては、今回の遡っての遡及が大体1億1,000万円ありますので、またその分の、残り3か月含めると、大体それぐらいの金額……、ただ、昇給とかそういったものも関わってきますので、ちょっと細かい数字については、今、明確には、手元にはないんですけども、大体それぐらいの金額は増額になるだろうと考えています。また次年度に関しても、今回のような人事院勧告等も予想されますので、次年度の予算が果たしてどれぐらいになるかというのは、ここでは明確に回答できない状況です。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。今の答弁は一般会計に限ってのお答えだったんですが、特別会計の皆さんはどうなるのでしょうか。それらを含めた、私は最初で伺っているのは、全員、全体のことを聞いています。もう一度お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 お答えいたします。先ほどの金額につきましては、全会計の合計となります。一般会計を含めた全ての5会計ですね。そのトータルで、職員等に関するものが4,816万8,000円、会計年度任用職員に関するものが6,278万4,000円、全会計ですね、5会計。そのトータルで1億1,095万2,000円となっております。職員等のところが235名、会計年度任用職員が、こちらは延べで402名、トータル637名分となります。全会計のものです。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 新旧対照表の通勤手当のところですね。1ページ、このアからクまで、距離によって分けられていますけれども、本町でも大体、そんなに、そこまでいかないだろうなと思うんですが、これは記載する必要があるのかと、一番遠いのはどの辺なのか、何名ぐらいいるのか教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 ただいまの質疑にお答えします。今現在、人数のほうは手元にないんですけども、この制度的に記載は必要かというところでありまして、この部分については、全て、今示されている規定を準用してやっていますので、全て行っております。距離に関しても、議員おっしゃるようになりますね、なかなか遠方からのそういったものはないんですけども、一番遠い方で、今のほうで把握しているのが、大体中部ぐらいまでとなります。今回の補正予算で出されておりますので、対象者の方については、そんなに数はいないという状況であります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第58号につきましては、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第58号について

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第58号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第59号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第7. 議案第59号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第59号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは議案第59号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。

改正の理由としまして、一般職の期末手当及び勤勉手当の改正を踏まえた上での改正となります。

今回の改正は、令和7年度以降の期末手当の支給割合を0.05月引き上げることにより、年間支給割合を3.45月から3.5月とするものです。

なお、第1条は、令和7年度12月期に係る期末手当の支給割合を0.05月引き上げる改正、第2条は、令和8年度以降の6月期及び12月期に係る期末手当の支給割合を各0.025月引上げ、合算で0.05月引き上げる改正です。附則については、第1条、第2条のそれぞれの実施時期及び遡及適用等について規定しております。

1条、2条の比較の表を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。以上が議案第59号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第59号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第59号 特別職の職員で常勤のものゝ期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8. 議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。

改正の理由につきましては、特別職の期末手当の改正を踏まえた上での改正となります。

今回の改正は、令和7年度以降の期末手当の支給割合を0.05月引き上げることにより、年間支給割合を3.45月から3.5月とするものです。

なお、第1条は、令和7年度12月期に係る期末手当の支給割合を0.05月引き上げる改正、第2条は、令和

8年度以降の6月期及び12月期に係る期末手当の支給割合を各0.025月引き上げ、合算で0.05月引き上げる改正です。附則につきましては、第1条、第2条のそれぞれの実施時期及び遡及適用等について規定しております。以上が議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第60号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午前11時00分)

再開 (午前11時12分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

執行部より、先ほどの議案第58号について修正報告がありますので、これを許します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 先ほど岡崎議員の質疑に対してですね、私のほうが、議員さんを含む職員数と言ってしまうんですけども、職員のみの方です。先ほど言った235名ですね。5会計の職員のみの方数が235名です。失礼しました。

日程第9. 議案第61号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第5号)

日程第10. 議案第62号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第11. 議案第63号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第12. 議案第64号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算（第4号）

日程第13. 議案第65号 令和7年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9. 議案第61号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第5号）、日程第10. 議案第62号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第11. 議案第63号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第12. 議案第64号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算（第4号）及び日程第13. 議案第65号 令和7年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第61号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第5号） 令和7年度の南風原町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

議案第62号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 令和7年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

続きまして、議案第63号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） 令和7年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

議案第64号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算（第4号） 総則 第1条 令和7年度南風原町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

続きまして、議案第65号 令和7年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） 令和7年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。内容については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは議案第61号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第5号）から議案第65号 令和7年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）までを一括で概要説明いたします。

まず、議案第61号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第5号）の2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、給与条例等の改正及び国の補正予算による物価高対応子育て応援手当に関する事業について補正の必要が生じたもので、歳入歳出それぞれ3億1,844万円を追加し、補正後の一般会計予算額は202億945万4,000円となります。

なお、物価高対策事業を速やかに実施することが町民サービスの最良と判断しましたことから、追加議案での提案になりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

5ページをお願いします。第2表. 繰越明許費補正についてご説明いたします。3款2項. 物価高対応子育て応援当事業2億1,061万5,000円は、事業開始が令和8年1月になることから、子育て応援手当の支給を令和8年度まで見込んでいることから、令和8年度中の完了を予定しております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお願いします。14款2項1目. 民生費国庫補助金2億1,061万5,000円の増は、物価高対応子育て応援当事業の事業費及び事務費に対する補助金、補助率10分の10の計上です。

9ページをお願いします。18款1項1目. 財政調整基金繰入金1億782万5,000円の増は、今回の補正予算歳入歳出の調整による歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は21億8,222万5,000円となります。

引き続き、歳出についてご説明いたします。10ページをお願いします。1款1項1目. 議会費から44ページ、10款6項2目. 共同調理場運営費までの各款項目の1節から4節までの補正増額は、今回の条例改正に伴う議員、特別職及び一般職員の給与費等の増によるものです。17ページの3款1項1目27節. 繰出金204万5,000円、18ページの3款1項2目27節. 繰出金56万4,000円、33ページの8款4項1目18節. 負担金、補助及び交付金307万4,000円、同27節. 繰出金113万4,000円は、今回の条例改正に伴う4つの特別会計に属する職員分の給与等の繰出金となっています。

ちょっと飛びます。21ページから22ページをお願いします。3款2項1目. 児童福祉総務費2億1,334万7,000円の増のうち2億1,061万5,000円は、物価高の影響を受けている子育て世帯への国の支援策として、児童手当を受給している0歳児から18歳までの子育て世帯に対し、子ども1人当たり2万円を支給するための物価高対応子育て応援手当2億558万円及び事務費の計上です。

飛びまして、45ページから52ページは、今回の補正予算に係る給与費明細です。以後の各特別会計等についても同様に添付しておりますので、ご確認ください。

続いて、議案第62号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。6ページの一般会計繰入金204万5,000円及び7ページの歳入欠陥補填収入179万4,000円の増は、条例改正による職員給与等を補正するもので、8ページ以降の歳出に同額を計上しております。

同様に、一般会計から職員給与等分の繰入金として、議案第63号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）においては56万4,000円の増、議案第64号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算（第4号）においては307万4,000円の増、議案第65号 令和7年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）においては113万4,000円を増し、それぞれ歳出に同額を計上しております。以上が議案第61号から議案第65号までの概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 今、説明がございました一般会計補正予算（第5号）中、21ページの物価高対応子育て応援手当事業について概要を説明いたします。

資料2をお開きください。こちら事業目的は物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中、特にその影響を受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、国の経済対策に基づき、物価高対応子育て応援手当を支給するものでございます。給付金額は0歳から18歳の子ども1人当たり2万円。対象者は令和7年9月分の児童手当受給者、こちら令和8年3月31日までに出生した児童及び本町に住居登録がある公務員も含まれます。対象児童の見込みは1万279人となっております。補正金額、歳入歳出合計2億1,061万5,000円。事務費として、応援手当2億558万円、事務費、手数料などで503万5,000円となっております。今回の補正予算で繰越しを行います。理由としては、支給対象が令和8年3月31日までに出生した児童を含むことから、令和8年度まで事業を継続して行うためでございます。今後のスケジュールは、令和8年1月中にシステム改修、2月中に銀行振込契約、2月下旬に対象者へ振込通知書や申請書の発送、3月以降、対象者へ応援手当支給となります。申請方法等には2点ございまして、まず1点目、本町より児童手当を受給している方は、申請不要のプッシュ型給付とし、児童手当受給者に振込通知書を送付し口座へ振込を行います。2点目のほうは、官

公庁より児童手当を受給している公務員や新生児は、申請書を提出してもらい、内容を審査の上、順次振込を行う方法となっております。以上が物価高対応子育て応援手当事業の概要についてでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これより議案第61号から議案第65号について質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 岡崎です。今回の、今度もそうですけど、人事院勧告の恩恵を受けられない職員もいるのではないかなという思いもありながら、先ほど対象人数の質疑をしたんですが、補正予算書の50ページのところで、人数が264人とあります。この264人と、それから先ほど総務部長が答えられた235人の乖離は何なのかな。やっぱり職員の中に、勤務時間とか、あるいは何らかの理由で遡及を受けられない職員がおられるのかなという思いがするんですけど、それはいかがですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。先ほど総務部長のほうから回答しました人数のほうですね、235人と、この264人の差につきましては、この264人には会計年度任用職員のフルタイムの職員のほうも含まれている数値となっております。そういったところの差になっております。遡及につきましては、職員、会計年度任用職員、全て対象となっております。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 今の総務課長の答弁では、今いるというか、今回の遡及を受けられない職員はいないという理解でいいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。はい、議員おっしゃるとおりです。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号から議案第65号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第61号から議案第65号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第61号から議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第61号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第4号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和7年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 陳情第12号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第14. 陳情第12号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史

総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 陳情につきまして、総務民生常任委員会の委員長報告を行います。陳情第12号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書 審査の経過 本件は、9月10日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では、9月26日に委員会を開き、陳情団体である沖縄県医療福祉労働組合連合会から2名の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、質疑応答を行いました。その後、閉会中の継続審査を申し出て、12月11日に委員会を開き採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど西銘多紀子議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第12号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第12号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって委員長の報告のとおり、本件は採択することに決定しました。

日程第15. 意見書第8号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第15. 意見書第8号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書についてを議題とします。まず本件に関し、提出者から趣旨説明を求めます。4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん それでは読み上げさせていただきます。意見書第8号。令和7年12月19日。南風原町議会議員 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 西銘多紀子、賛成者 南風原町議会議員 大城

雅史、玉城陽平、岡崎 晋、大城勇太、照屋仁士、浦崎みゆき。夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書 人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO（国際労働機関）「看護職員条約（第149号）・勧告（第157号）」や「夜業条約（第171号）・勧告（第178号）」などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」「時間外を含めても12時間以内」など有害業務である夜間業務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし日本では、医療も介護現場でも18時間以上の長時間夜勤は年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者利用者にとって安全安心の医療介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな要因の一つには、他産業と比べて3分の1の値上げ額や2分の1の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。国民生活に欠かすことのできない医療介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全安心に医療・介護・福祉がいつでもどこでも受けられるように以下の項目について実現を求めるものです。

記 1. 安全・安心の医療介護を実現するために、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。2. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職員等の配置基準を見直し、大幅に増員すること。安定した人員確保のためにも大幅賃上げを国の責任で支援すること。3. 長時間労働を規制し医療介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を改善すること。4. 新たな感染症や災害に備えるため、公立公的病院を拡充強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。5. 患者利用者の負担軽減を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和7年12月19日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第8号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第8号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第8号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第8号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16. 陳情第16号 最高裁判所判決に基づく生活保護行政の改善と対応を国に求める陳情書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第16. 陳情第16号 最高裁判所判決に基づく生活保護行政の改善と対応を国に求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 陳情第16号 最高裁判所判決に基づく生活保護行政の改善と対応を国に求める陳情書 審査の経過 本件は、12月9日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では、12月11日に委員会を開き、陳情団体である沖縄県生活と健康を守る会連合会から1名の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし挙手全員による採択であります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第16号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第16号 最高裁判所判決に基づく生活保護行政の改善と対応を国に求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって委員長の報告のとおり、本件は採択することに決定しました。

日程第17. 陳情第18号 有機フッ素化合物(PFAS)による汚染源の特定と根本解決を求める陳情書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第17. 陳情第18号 有機フッ素化合物(PFAS)による汚染源の特定と根本解決を求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 それではご報告いたします。陳情第18号 有機フッ素化合物(PFAS)による汚染源の特定と根本解決を求める陳情書 審査の経過 本件は、12月9日に当委員会に審査を付託されたものであります。12月10日に委員会を開き、審査を行い、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど伊佐園恵議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これから委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第18号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第18号 有機フッ素化合物(PFAS)による汚染源の特定と根本解決を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報

告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって委員長の報告のとおり、本件は採択することに決定しました。

日程第18. 意見書第9号 有機フッ素化合物(PFAS)による汚染源の特定と根本解決を求める意見書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第18. 意見書第9号 有機フッ素化合物(PFAS)による汚染源の特定と根本解決を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。5番伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん それでは読み上げて提案いたします。意見書第9号。令和7年12月19日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 伊佐園恵、賛成者 南風原町議会議員 石垣大志、大城重太、當眞嗣春、大宜見洋文、金城憲治、知念富信。有機フッ素化合物(PFAS)による汚染源の特定と根本解決を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

有機フッ素化合物(PFAS)による汚染源の特定と根本解決を求める意見書 沖縄県が2016年1月、7市町村45万人に供給される北谷浄水場の取水源がPFASに汚染されていることを明らかにしてから9年が経過した。環境汚染の問題解決の原則は、汚染源を特定することと、それに基づいて汚染者負担を適用することだが、沖縄県や軍転協(沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会)、地元自治体が幾度も基地内立入調査を要請してきたにもかかわらず、現在も米軍基地内の立入調査は実現していない。国が「米側に対し、様々な機会を捉えて伝達している」、「政府として、日米合同委員会合意等の枠組みが地元の方々の関心に応えられるよう運用されていくことが重要である」と言っていることから、環境補足協定だけではなく1973年の環境に関する協力についての日米合同委員会合意にも基づき、地元自治体が求める米軍基地内への立入調査の早期実現を、日米両政府にこれまで以上に強く求める。また、2025年2月、沖縄県が公表した「米軍基地(普天間飛行場)とPFOS等の問題について」では、専門家会議が「汚染メカニズムがおおむね把握されたことから、PFOS等の汚染源は普天間飛行場である蓋然性がさらに高まった」と総括しており、嘉手納基地

についても汚染源である蓋然性がさらに高くなった。現時点において、国はP F A Sの健康への影響について「国内では健康被害はない」と言っているが、エコチル調査による研究をはじめ、国内でも健康への影響を懸念する研究報告が相次いで発表されている。命の源である「水」は、私たちの生活に欠かせないものである。その命の水がP F A Sに汚染されているにもかかわらず、汚染源が特定できていないことは県民に大きな不安を与えている。さらに、水だけではなく土壌にも汚染が広がり深刻な環境汚染となっていることから、米軍基地内への立入調査をする合理的な理由は十分ある。現在、P F A Sの低減に有効な高機能粒状活性炭が北谷浄水場で使用されているが、高機能粒状活性炭にかかる費用、約16億円に国の補助金が使えず、水道料金の負担など県民の負担になるとの報道があった。物価高騰が続くなか、私たち県民の生活はますます苦しくなっている。予防原則に則って、汚染源である蓋然性が高い米軍基地のP F A Sの除去ができるまでの間も、北谷浄水場の高性能粒状活性炭をはじめとするP F A Sの低減や除去等にかかる費用を、県民に負担させるのではなく国の責任において解決するよう、下記事項を日米両政府に強く求める。

記 1. 米軍基地内立入調査を沖縄県や地元自治体と早急に行うこと。 2. 汚染源を特定し、速やかに根本解決に向け取り組むこと。 3. 予防原則に則って、汚染源の特定から根本解決までの間、P F A Sの低減や除去等に関して国による恒常的な費用負担をすること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和7年(2025年)12月19日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、環境大臣、防衛大臣、厚生労働大臣、沖縄県及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使(沖縄担当)、沖縄防衛局長。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第9号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第9号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第9号について

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第9号 有機フッ素化合物(P F A S)による汚染源の特定と根本解決を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19. 陳情第6号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる陳情書(閉会中の継続審査の申し出について)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第19. 陳情第6号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる陳情書についてを議題とします。総務民生常任委員長から、委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第20. 陳情第13号 令和8年度社会福祉施策及び予算の充実について(陳情)(閉会中の継続審査の申し出について)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第20. 陳情第13号 令和8年度社会福祉施策及び予算の充実について(陳情)についてを議題とします。総務民生常任委員長から、委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21. 決議第8号 閉会中の議員派遣について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第21. 決議第8号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

続きまして、ただいま決定していただきました議員派遣の日時、場所、派遣議員等の内容の変更等については議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって議員派遣に関する内容の変更については、議長に委任することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午前11時55分)

再開 (午前11時56分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

総務民生常任委員長より発言の申出がありました。これを許します。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第55号の中で、眞議員の質疑に対して、先ほど質疑が……、執行部からの質疑はなかったと答えましたが、これを訂正して追加で申し上げます。マイナンバーカードに関して、短期的か長期的かと答えたと思うんですけども、それについてお答えいたします。マイナンバーカードは恒久的なものと考えており、恒久的に業務を委託していくという考えでありますので、これを報告いたします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午前11時58分)

再開 (午前11時58分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は全部終

了しました。会議を閉じます。これにて令和7年第4回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 (午前11時58分)